

改善要望・改善報告書

施設の名称 東大阪市立図書館(花園・永和・四条・大蓮分室・石切分室・移動図書館)

令和 5 年度

第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

No.	観点	要改善事項	指定管理者・施設担当課による改善報告 (令和7年1月31日時点)
1	有効性	指定管理者:当初事業計画の目標数値(来館者数、貸出件数、貸出人数等)の管理ができておらず、効果測定の点で課題がある。	事業計画策定時に想定できなかった新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、当初の目標数値との比較が困難な状態になっております。前年度より数値を改善するための取組みを示し、前年度の数値(来館者数、貸出件数、貸出人数)と当年度の実績値を比較して取組み内容の効果を測定しています。
2	有効性	指定管理者:当初の提案書に盛り込まれた様々な提案内容を具体的に落とし込んだ中長期的な観点での計画が作成されていない。提案時と大きく経済環境が異なっているが当初の提案から見直しはされていない。そもそもの提案内容の見直しの検討が必要ではないかと考えられる。	当初の提案内容を具体的に落とし込んだ中長期的な観点での計画は、毎年度協定書を締結する際に提出しております。計画の内容について、提案時と様々な状況が異なっているため、提案内容を一部変更せざるを得ないものや当初想定していなかったものを学校等との連携によって実施する場合については、計画の見直しではなく、随時関係部局と協議しながら対応しております。
3	有効性	指定管理者:東大阪商工会議所との連携、セカンドオフィスとしての利用促進についての取り組みが十分ではなく、さらなる促進が必要である。	指摘事項につきまして、令和6年度より東大阪商工会議所の会員となることで、緊密な意見交換を行っています。また、セカンドオフィスとしての利用促進については、永和図書館において、ビジネスを含め多用途に館内閲覧席を活用していただけるように令和7年度末を目途に見直しを検討しております。
4	有効性	所管課:所管課は「提案サービス項目別実施状況」の提出を受けることで事業計画に記載の提案事業に対する実施状況の確認を行っているということであるが、より具体的な目標管理も検討されたい。	ご指摘を踏まえ、令和5年度年次報告書より実施状況の確認に加えて未実施の提案サービスについては、次年度以降に向けた目標管理を実施しています。
5	適正性	指定管理者:協定書第28条に定める情報公開規程が整備されていなかった。	指摘事項につきまして、令和6年度末を目途に情報公開規定を整備予定です。
6	適正性	指定管理者及び所管課:計画的な備品の実査・調査がなされていない。所管課と調査範囲の認識についてすり合わせをし、計画を策定する必要がある。	ご指摘を踏まえ、令和6年度中に、備品リストに基づき作成した備品管理票を各備品に貼付しました。
7	適正性	指定管理者:指定管理者で購入した備品について、現在1件だけなのでリストとして管理されていないが、今後件数も増えることが想定されるため、今後購入された際には、管理しやすいようリスト化することが望ましい。	ご指摘を踏まえ、令和5年度中に、指定管理者購入備品一覧表を作成しました。